

朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告

【ダイジェスト版】

市では、朝霞市男女平等推進条例に基づく、朝霞市男女平等推進行動計画（平成18年度～平成27年度の10か年計画）の中間年にあたり、新たな、後期基本計画（平成23年度～平成27年度）および実施計画（平成23年度～平成25年度）を現在策定中です。その策定に向けて、この間に実施してきた男女平等推進施策の成果と、今後取り組むべき課題の洗い出しの基礎データとして活用するために男女平等に関する市民意識調査を行いました。

その結果がまとまりましたので、お知らせします。

☎/人権庶務課 ☎2255 ☎463-2697

調査概要

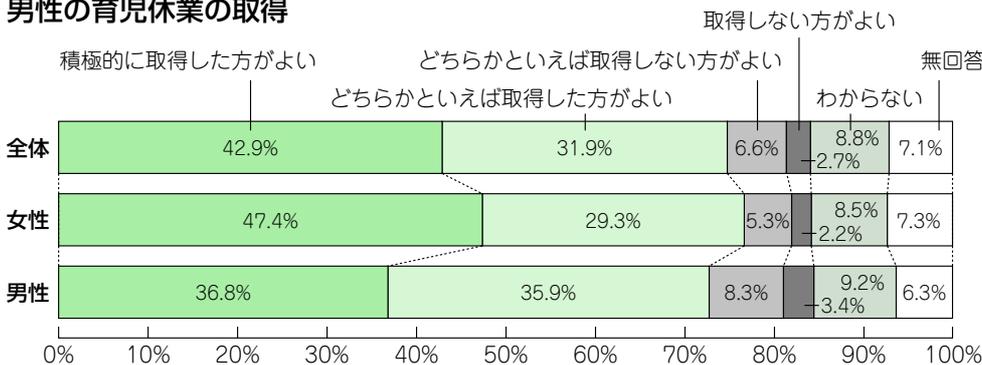
調査期間／6月15日～7月2日
 調査対象／市内居住の18歳以上の男女
 配布数／2,000票（郵送法）
 有効回答数／864票
 （女性508票 男性348票 無回答8票）
 有効回収率／43.2%
 （女性58.8% 男性40.3% 無回答0.9%）

調査項目

- 基本属性
- 地域や家庭での生活について
- 家庭等での男女のあり方について
- 配偶者等の暴力について
- 就業状況について
- 男女共同参画社会について
- 朝霞市における男女平等の取り組みについて

Q 育児や家族介護を行うために、法律*に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。

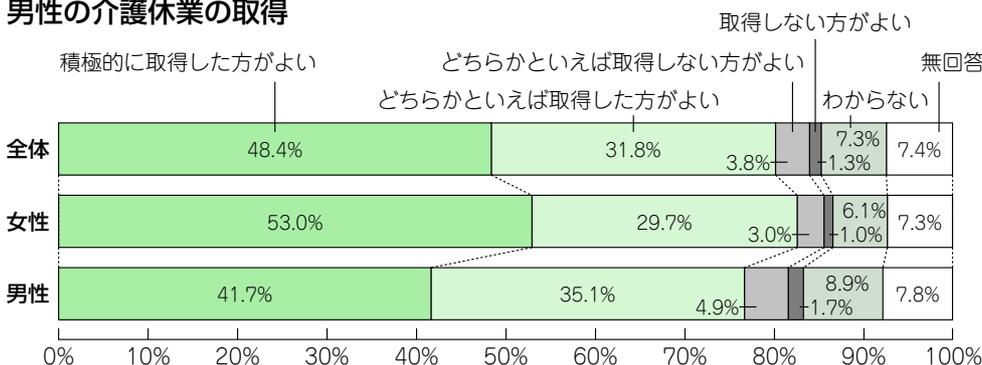
男性の育児休業の取得



*育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。

現在、育児休業は子が1歳に達するまで取得できます。また、両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間取得することができます。介護休業は要介護状態にある家族1人につき、93日まで取得できます。

男性の介護休業の取得

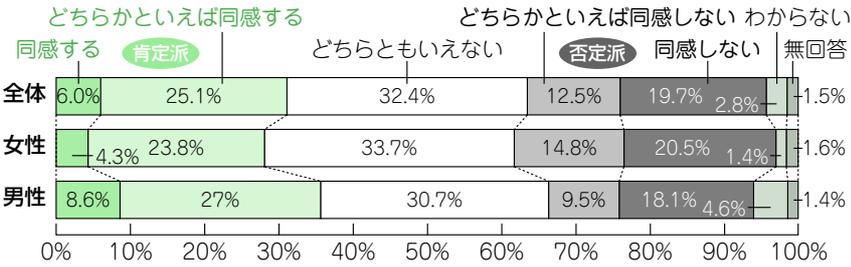


育児休業については、男女ともに7割以上が「取得した方がよい」としています。

介護休業についても女性では8割以上が、男性では7割以上が「取得した方がよい」としています。

Q あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

「男は仕事、女は家庭」という考え方

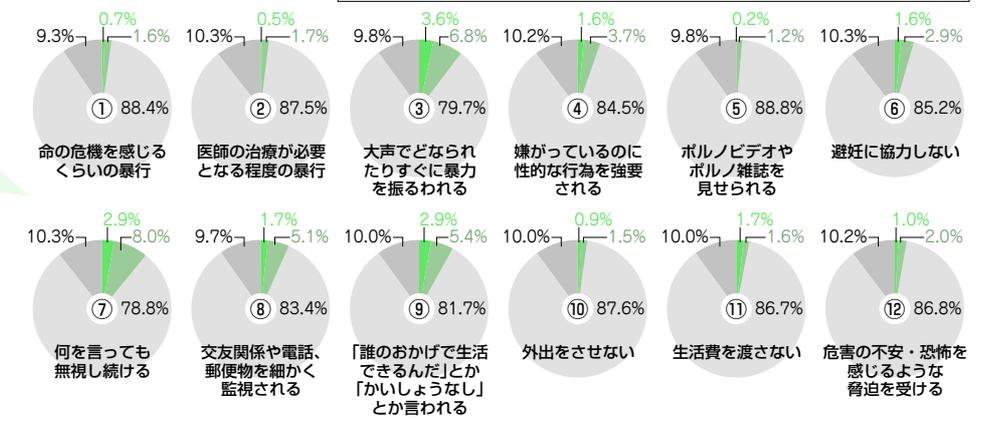


女性では「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない(否定派)」とした人が多く、男性では逆に「同感する(肯定派)」とした人が多くなっています。

Q あなたはこれまでに、あなたの夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から次のようなことをされたことはありますか。

「命の危機を感じるくらいの暴行を受けた」経験のある人が2.3%、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」経験のある人が2.2%、「大声でどなられたり、すぐに暴力を振るわれた」経験のある人は、10.4%となっており、その大部分が女性となっています。

配偶者等からの暴力



* DVなどに関する相談については、人権庶務課までお問い合わせください。【緊急の場合は110番】

男女平等に関する市民意識調査の詳しい内容については、市内公共施設に備え置いている「朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」または市ホームページ「ふれあいネットアサカ」をご覧ください。

意見提出方法／住所、氏名、意見およびその理由を記入のうえ、郵送、ファックス、メールまたは直接、人権庶務課へ提出してください。

意見提出先／〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所 人権庶務課あて
TEL 467-0770
FAX 467-0770
E zinken_syom@city.asa
Ka.saitana.jp

意見の公表／皆さんからいただいたご意見は氏名等の個人情報を除き、後日、市ホームページ等で公表する予定です。なお、意見に対する個別の回答はしません。

お問い合わせ先 人権庶務課 内 2255
TEL 463-2697

意見募集

朝霞市男女平等推進行動計画 後期基本計画(案)に関するパブリックコメント

朝霞市男女平等推進行動計画 後期基本計画(案)（計画期間：平成23年度～27年度）に関するご意見を市民等の皆さんから募集します。

公表資料／朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画(案)

意見募集期間／12月15日(水)～1月17日(月)【必着】

意見を提出できる方／市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体、この計画(案)に利害関係を有する方

資料閲覧場所／市政情報コーナー、人権庶務課、図書館（本館・北朝霞分館）、各公民館、内閣木支所、各出張所および市ホームページ

意見提出方法／住所、氏名、意見およびその理由を記入のうえ、郵送、ファックス、メールまたは直接、人権庶務課へ提出してください。

様式は自由。匿名および電話は不可。

※メールの場合、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載し、件名を「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画(案)の意見」として送信してください。

提出先／〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所 人権庶務課あて
TEL 467-0770
FAX 467-0770
E zinken_syom@city.asa
Ka.saitana.jp